

2019年度 PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会テキスト 追補

(令和2年1月 Ver1.0)

1. 無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について

【改正の趣旨】

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する汚染物（PCB濃度0.5%～10%）の処理体制の構築を目的とし、環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象を拡大するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更するとともに関係法令が改正された。

なお、改正内容の概要を1-1及び1-2に示したが、詳細については12月20日付け環境省報道発表資料を確認されたい（環境省 <http://www.env.go.jp/press/107555.html>）。

1-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更

<主な変更内容>

- PCB濃度0.5%～10%の可燃性の汚染物等について無害化処理認定制度の対象とした（処分期間は令和9年3月末）。

1-2. 関係法令の一部改正

<主な変更内容>

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（12月20日環境省令第19号）

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（施行規則第12条の2第5項第1号イ及びロ）及び維持管理の技術上の基準（第12条の7第5項第1号）について、PCB廃棄物の焼却温度は原則1,100℃以上であるが「環境大臣が定める産業廃棄物」を新設した（燃焼温度は従来どおり850℃以上）。

(2) PCB特措法施行規則の一部改正（12月20日環境省令第19号）

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の基準値について、可燃性のPCB汚染物は100,000 mg/kg超とする改正を行った。

(3) 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の一部改正（12月20日環境省告示第36号）
可燃性のPCB汚染物(汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類)の基準値について、5,000 mg/kgから100,000 mg/kgに改正を行った。

(4) 「環境大臣が定める産業廃棄物」に関する告示の新設（12月20日環境省告示第35号）

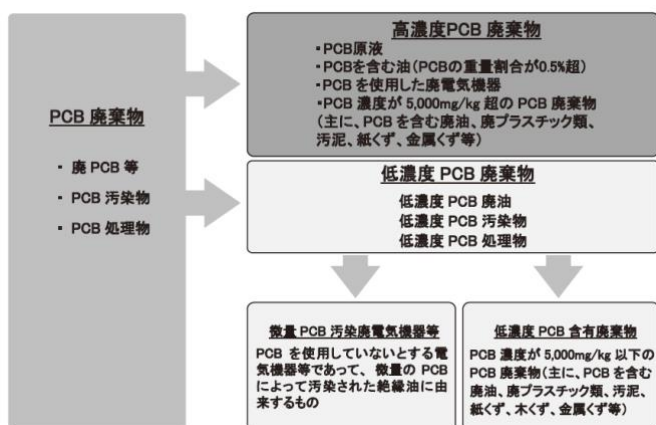
焼却温度850℃以上の産業廃棄物の対象を、5,000 mg/kg以下の廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物とした。

1-3. 施行日：令和元年12月20日

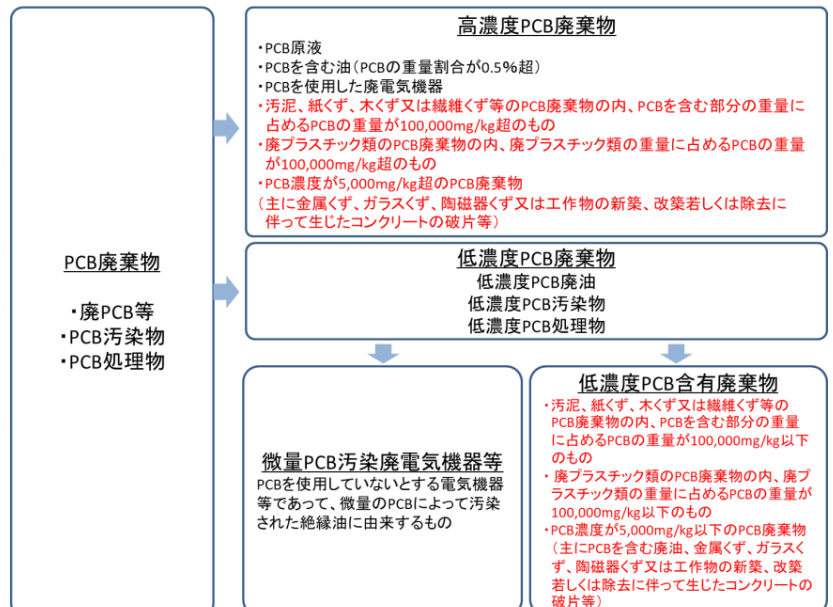
1-4. テキスト該当箇所（主なもの）

(1) 第1章_P29 図1-2 PCB廃棄物の区分

【改正前】



【改正後】



(2) 第2章_P69 表2-1 高濃度PCB廃棄物となる基準

【改正前】

廃棄物の種類	高濃度となる基準
PCB原液が廃棄物となったもの	全て高濃度PCB廃棄物に該当
PCBを含む油が廃棄物となったもの	油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの
PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの

【改正後】

廃棄物の種類	高濃度となる基準	
PCB原液が廃棄物となったもの	全て高濃度PCB廃棄物に該当	
PCBを含む油が廃棄物となったもの	油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5% ^{※1} を超えるもの	
PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの	① 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物の内、PCBを含む部分の重量に占めるPCBの重量の割合が10% ^{※2} 超
	② 廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類の重量に占めるPCBの重量の割合が10% ^{※2} 超
	③ 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入されたものの重量に占めるPCBの重量の割合が0.5% ^{※1} 超

(3) 第2章_P69 表2-2 高濃度PCB使用製品となる基準

【改正前】

製品の種類	高濃度となる基準
PCB原液	全て高濃度PCB使用製品に該当
PCBを含む油	油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの
PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品	PCB濃度が5,000mg/kgを超えるもの

【改正後】

製品の種類	高濃度となる基準	
PCB原液	全て高濃度PCB使用製品に該当	
PCBを含む油	油の重量に占めるPCBの重量の割合が0.5% ^{※1} を超えるもの	
PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品	① 紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品の内、PCBを含む部分の重量に占めるPCBの重量の割合が10% ^{※2} 超
	② プラスチックにPCBが付着し、又は封入された製品	当該製品の重量に占めるPCBの重量の割合が10% ^{※2} 超
	③ 金属、ガラス又は陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入されたものの重量に占めるPCBの重量の割合が0.5% ^{※1} 超

※1 5,000mg/kg=0.5%

※2 100,000mg/kg=10%